

【フランス】 地方分権改革の促進に関する報告書

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* サルコジ大統領の下で設置されていたバラデュール元首相が主宰する委員会（いわゆるバラデュール委員会）が、2009年3月5日に、地方分権に関する「決断する時だ」と題された大部な報告書を大統領に提出した。その中で、地方分権に関する20の提言がなされている。

バラデュール委員会とは何か

バラデュール委員会は、サルコジ大統領の諮問委員会であり、2007年10月には報告書「諸制度の現代化及び再均衡化に関する省察」を提出し、2008年の憲法改正の方向性を定めた。今回は、「地方公共団体の改革」に関する報告書（注1）を提出し、2014年までに実施されるべき地方分権改革の道筋を示している。

地方分権に関する20の提言

当該提言につき、重要点をピックアップし、以下の6点に整理する。

①州（*région*）の数を15にまで減少させる。

現在、フランスの州（地域圏とも訳される）は全部で26存在する。ヨーロッパ大陸に位置する本土及びコルシカ島を含んだ22の州並びにヨーロッパ以外の海外領土の4つの州からなる。この州の人口が他のヨーロッパ各国における州のそれに比して少ないことから、おおよそ300～400万人規模の人口の州を画定する。そのことにより、本土の州の数を15にまで減少させる。同時に、州の下位区分である県（*département*）の統廃合も推進する。また、州の統廃合を促進するため、関連法規を簡素化し、県の統廃合に関する法規を早期に制定する。

②州及び県議会議員選挙を同時に行い、その方法を比例代表制とする。

現在、州議会議員選挙は、比例代表制（拘束名簿・混合式・2回投票制）を採っており（注2）、県議会議員選挙は、小選挙区・多数代表・2回投票制を採っている（注3）。これに対して、委員会が提案しているのは、州議会議員選挙と県議会議員選挙を同時に、比例代表制（拘束名簿・混合式・2回投票制）により行い、比例の順位上位の当選者が州議会議員と県議会議員を兼ね、当選者でも順位が下位の者は、県議会議員のみとなるという制度である。これは現在パリ市が実施しているシステムと同様である（すなわち、市議会議員と区議会議員が選挙名簿を共有し、順位上位の者が市議会議員と区議会議員を兼ね、順位下位の者は、区議会議員のみとなるというものである）。こうしたプレミアム式比例代表制を州及び県に一般的に適用すること並びに地方議会議員を削減することを提言している。

③地方自治体間連合（*intercommunalité*）で新たな地方自治体を形成することを可能とする。

地方自治体間連合とは、例えば複数の市町村が協力して地方自治体行政を運営するといった形態を指す。この連合が融合して新しい地方公共団体（市町村等）を形成すること、そして、この地方公共団体が地方行政の中核に位置付けられることが目標とされている。

④11の「地域中核拠点都市（métropole）」を構築する。

現在、人口が40万人以上の11の都市共同体（communauté urbaine）及び都市圏共同体（communauté d'agglomération）を、2014年から、法律により、地域中核拠点都市とする。11の都市とは、リヨン、リール、マルセイユ、ボルドー、トゥールーズ、ナント、ニース、ストラスブール、ルーアン、トゥーロン及びレンヌである。また、地方自治体間連合が、この都市に合併することを可能とする。当該都市には、県と同等の権限が与えられる。

⑤パリ大都市圏（グラン・パリ）を構築する。

現在のパリ市に、「環状隣接県（petite couronne）」であるオート・ド・セーヌ、セーヌ・サン・ドニ及びヴァル・ド・マルヌを統合し、600万人が居住する大都市圏を構築する。

⑥地方自治体の権限の見直しと税制改正

現在錯綜している国と地方自治体との権限を明確に切り分け、地方自治体所管の業務には国が関与しないこととする。

また、地方財政に約220億ユーロ（1ユーロ130円として約2兆8600億円）の収入を与えている職業税を撤廃し、そのことによる損失を企業の不動産や付加価値への課税、国の交付金及び間接税によって補てんする。

政界の反応と立法化

選挙制度改革、国と地方自治体との権限分割及び「グラン・パリ」構想等について、野党・社会党からは早くも批判の声が上がっている。しかし、サルコジ大統領は、この報告書を基にした立法作業をできるだけ速やかに進めたい意向である。

注（インターネット情報はすべて2009年4月16日現在である。）

(1) バラデュール委員会による地方自治体改革に関するレポートは以下で参照可能である。

<<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/094000097/0000.pdf>>

(2) この投票方法は、第1回の投票で有効投票の過半数を得た候補者名簿があれば、議員定数の4分の1を獲得し、残りの4分3の議席は、第1位の候補者名簿も含めた有効投票数3%以上を獲得した候補者名簿に比例配分され、第1回の投票で過半数を得た候補者名簿がない場合には、有効投票数5%以上の得票をした名簿のみによる第2回投票が実施され、比較多数の候補者名簿が4分の1の議席を獲得し、残りは第1回の同様に比例配分されるというものである。

(3) この投票方法は、第1回の投票で有効投票の過半数、かつ、選挙人登録者数の4分の1以上を得た候補者が当選し、該当者がいない場合には、選挙人登録者数の10%以上の票を得た者のみが第2回選挙に進み、相対多数により当選人を決めるというものである。